

第6章

計画の実施体制

- 1 保存管理体制
- 2 関係機関との連携

第6章 計画の実施体制

1 保存管理体制

本計画は、上高地を保存・管理していくための基本的内容を定めたものです。今後、文化庁、林野庁、国土交通省、環境省、長野県との連携を強化し、本地域の保存・管理への取組みを協力して行います。

また、現状変更等の許可に係る事務権限の一部を文化庁から市教育委員会に委譲を受けるため、「管理のための計画」の策定を検討します。

2 関係機関との連携

本計画を実効性のあるものにするために、平成24年4月松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会（以下この章において「協議会」という。）を設置しました。協議会での課題検討は必要に応じて有識者等の意見を求めながら進め、上高地の文化財としての価値を明確にし、その適切な保存管理を図るため、必要があれば本計画の保存・管理の方法、現状変更等の取扱いに関する基準の見直しの審議、協議を行います。更に、文化庁との連絡を密にして本計画を適正に管理・運用し、上高地の文化財としての価値を高めていきます。

また、隣接する地方自治体や関係機関へも本計画を周知し、協力を依頼します。

